

令和3年 2月 9日

(問い合わせ先)  
障害保健福祉課  
課長 田村 博  
外線 076-225-1425  
内線 4080

## 「第21回石川県障害者スポーツ大会」の参加選手募集について

石川県障害者スポーツ大会実行委員会では、障害者スポーツの普及・発展を図るとともに、県民の障害者に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、石川県障害者スポーツ大会を開催しています。

ただいま、「第21回石川県障害者スポーツ大会」の令和3年5月23日から9月5日にかけて開催する競技について、下記のとおり大会参加選手を募集しています。

### 記

- 1 参加資格：石川県内に在住・在勤・在学及び障害福祉サービス事業所等を利用されている13歳以上（令和3年4月1日現在）で身体・知的・精神に障害のある方。
- 2 申込方法：市町障害保健福祉主管課、特別支援学校、障害福祉サービス事業所等にて申込み  
※申込書は、障害保健福祉課ホームページに掲載しております。  
(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/supo-tutaikai/supotutop.html>)
- 3 申込締切：令和3年3月19日（金）  
※陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、バレーボールのみ
- 4 その他：各個人競技の成績優秀者の中から、全国障害者スポーツ大会の石川県代表選手を選考予定。
- 5 主催：石川県障害者スポーツ大会実行委員会
- 6 問い合わせ先：石川県障害者スポーツ大会実行委員会事務局  
〒920-8580 金沢市鞍月1-1（障害保健福祉課内）  
TEL：076-225-1426 FAX：076-225-1429  
URL：<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/supo-tutaikai/supotutop.html>

## 第21回石川県障害者スポーツ大会実施要綱

### 1 目的

障害のある選手が、競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験し、機能の回復と体力の維持増強を図るとともに、県民の社会福祉に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

### 2 名称

第21回石川県障害者スポーツ大会

### 3 主催

石川県障害者スポーツ大会実行委員会

### 4 後援（予定）

石川県教育委員会、金沢市、白山市、（公財）石川県体育協会、（一財）石川県陸上競技協会、石川県水泳協会、石川県卓球連盟、石川県アーチェリー協会、石川県障害者フライングディスク協会、石川県バレーボール協会、石川県ボッチャ協会、石川県障がい者スポーツ指導者協議会、石川県市長会、石川県町長会、北國新聞社

### 5 開催期日

令和3年 5月23日（日）（水泳）  
5月29日（土）（卓球、サント<sup>®</sup>テーブルテニス、バレーボール）  
5月30日（日）（陸上）  
9月5日（日）（アーチェリー）  
9月11日（土）（フライングディスク）  
11月21日（日）（ボッチャ）  
4年 2月19日（土）（ボウリング）

### 6 開・閉会式、実施競技及び会場

実施競技等		会場名	
式典	開・閉会式	石川県西部緑地公園陸上競技場	メイングラウンド
個人・団体競技	陸上競技	石川県西部緑地公園陸上競技場	メイングラウンド サブグラウンド
	水泳	松任総合運動公園室内水泳プール	
	アーチェリー	石川県湖南運動公園	アーチェリー競技場
	卓球	いしかわ総合スポーツセンター	メインアリーナ

個人・団体競技	サウンドテーブルテニス	いしかわ総合スポーツセンター 控室4・5
	ボウリング	マンボウ金沢、レジャーランボウル
	フライングディスク	石川県西部緑地公園陸上競技場 サブグラウンド
	バレーボール	金沢市営西部市民体育会館
	ボッチャ	いしかわ総合スポーツセンター サブアリーナ

## 7 併催事業

セルフ製品即売店、模擬店等（石川県西部緑地公園陸上競技場前、いしかわ総合スポーツセンター内）、アーチェリー教室（石川県湖南運動公園）の事業を行う。

## 8 参加資格

(1) 大会に参加できる選手は、次の各号に該当するものとする

- ① 石川県内に在住・在勤・在学及び施設等に通所する13歳以上（令和3年4月1日現在）の身体障害者、知的障害者及び精神障害者
- ② 身体障害者は、身体障害者手帳の交付を受けた者  
知的障害者は、療育手帳の交付を受けた者あるいはその取得の対象に準ずる障害のある者  
精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者または、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けた者
- ③ ただし、上記①、②の規定にかかわらず、出場することにより、身体状況悪化が予想される者を除く

## 9 競技規則

競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則に準ずる。

## 10 競技種目及び障害区分

(1) 個人競技

① 競技種目は、別表「障害種目及び障害区分表」のとおりとする。

② 競技種目数

陸上競技	1人1種目まで（団体競技は除く）
水泳競技	1人1種目まで（団体競技は除く）
アーチェリー（身体）	1人1種目まで
卓球	1人1種目
サウンドテーブルテニス（視覚障害）	1人1種目
ボウリング	1人1種目
フライングディスク	1人2種目まで
ボッチャ	1人1種目まで

## (2) 団体競技

### ① 男子陸上400mリレー

<身体障害の部>

1チーム4人(100m×4人)とする。

<知的障害の部>

1チーム4人(100m×4人)とする。

### ② 女子陸上400mリレー

<身体障害の部>

1チーム4人(100m×4人)とする。

<知的障害の部>

1チーム4人(100m×4人)とする。

### ③ 男子水泳200mリレー(知的)及びメドレーリレー(知的)

1チーム4人(50m×4人)とする。

### ④ 女子水泳200mリレー(知的)及びメドレーリレー(知的)

1チーム4人(50m×4人)とする。

### ⑤ バレーボール(精神障害の部)

1チーム6人とする。

## 11 表彰

### (1) 個人表彰

各競技の組単位に、1位から3位までの選手に賞を授与する。

### (2) 団体表彰

各チームの対抗競技とし、1位から3位までに賞を授与し、1位チームには次の優勝カップを授与する。(参加チームが1チームの場合は授与しない。)

団 体 競 技 名	賞 の 名 称
陸上男子400mリレー(身体)	石川県知事杯
陸上男子400mリレー(知的)	石川県知事杯
陸上女子400mリレー(身体)	石川県議会議長杯
陸上女子400mリレー(知的)	石川県議会議長杯
水泳男子200mリレー(知的)	石川県障害者スポーツ協会会長杯
水泳女子200mリレー(知的)	石川県市長会長杯
バレーボール(精神)	石川県知事杯

## 12 参加申込・費用

### (1) 陸上競技、水泳、卓球、サウンドテーブルテニス、アーチェリー

- ① 大会参加希望者は、市町障害保健福祉主管課、障害福祉サービス事業所、スポーツ団体又は特別支援学校を通じて主催者に申し込むものとする。

- ② 申込期限 令和3年3月19日（金）
- ③ 参加費用 参加費は無料。ただし、原則として、食費・交通費等は参加者の負担とする。

#### (2) ボウリング、フライングディスク、ボッチャ

上記3競技については、石川県障害者スポーツ協会主催の「石川県障害者ボウリング大会」、石川県障害者フライングディスク協会主催の「石川県障害者フライングディスク競技大会」、石川県ボッチャ協会主催の「石川県ボッチャ大会」と兼ねて開催する。参加申込等については、各大会に準ずる。

### 13 健康・安全管理

参加者は健康・安全管理について十分注意をすること。

主催者においては、大会当日の突発的な疾病などについては、応急処置のみを行い、その後の責任は負わない。

### 14 その他

(1) 荒天の場合は、室内競技のみの実施とする。実施態度については、実行委員会で協議のうえ決定する。

(2) 大会出場者の成績優秀者の中から、全国障害者スポーツ大会で実施する個人競技の出場選手を選考する。

- ・陸上競技、水泳、卓球、サウンドテーブルテニス

第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」（令和3年10月23日(土)～25日(月)、三重県）の選考対象とする。

- ・アーチェリー、ボウリング、フライングディスク、ボッチャ

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」（令和4年10月29日(土)～31日(月)、栃木県）の選考対象とする。

なお、団体競技は、北信越・東海ブロック団体競技大会予選会によって決定したチームが第21回全国障害者スポーツ大会に出場する。但し、バレーボールについては、県大会に優勝したチームが来年度の北信越・東海ブロック大会予選会に出場する。

# 別表「障害種目及び障害区分表」

## 1 陸上競技

身体障害者 ○男女別・年齢区分別〔年齢区分：1部(39歳以下)・2部(40歳以上)〕

知的障害者 ■男女別・年齢区分別〔年齢区分：A=少年(19歳以下)、B=青年(35歳以下)、C=壮年(36歳以上)〕

障害区分 種目	肢体不自由																						視	聴	内 (※2)	知		
	肢1									肢2					肢3												肢4	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					23	
50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	■
100m	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○					○		○	○			○	○	○		■
200m											○	○	○						○		○	○			○	○	○	■
400m																												■
800m											○	○	○						○						○	○	○	■
1500m		○									○		○						○		○	○			○	○	○	■
スラローム										○	○	○					○	○	○	○				○				
走高跳		○	○																							○	○	■
立幅跳	○	○	○	○	○	○	○		○												○	○			○	○	○	■
走幅跳	○	○	○	○	○				○												○	○			○	○	○	■
砲丸投	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○					○	○	○	○		○	○	○	
ソフトボール投	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○	○		○	○	○	■
ジャベリックスロー	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○	○		○	○	○	■
ピーンバッグ投										○	○														○			
4×100mリレー(※1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○	○	○	○		○	○	○	■

※1 リレーは、年齢区分なしとする。

※2 内部障害のうちぼうこう又は直腸機能障害が対象。

## 2 水 泳

身体障害者 ○男女別 1部(39歳以下)・2部(40歳以上) ○は1部 ●は2部

知的障害者 ■男女別・年齢区分別〔年齢区分：A=少年(19歳以下)、B=青年(35歳以下)、C=壮年(36歳以上)〕

障害区分 種目	肢体不自由																						視	聴	知			
	肢1											肢2					肢3									肢4		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22				23	24	25
自由形	25m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■
背泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	○	●	●	●	●	○	●	●	●	■	
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	■	
平泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	○	●	●	●	●	○	●	●	●	■		
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	■		
バタフライ	25m	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●		●	●	●		●	○	●	●		●	●	●	■		
	50m	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○		○		○	○		○	○	○	■		
4×50mリレー(※1)																											■	
4×50mメドレーリレー(※1)																											■	

※1 リレー及びメドレーリレーは年齢区分なしとする。

## 別表「障害種目及び障害区分表」

### 3 アーチェリー

身体障害者 ●男女別

種目	障害区分	肢体不自由						聴	内 ※1
		1	2	3	4	5	6	7	8
リカーブ	50m・30m	●	●	●	●	●	●	●	●
	30m・30m	●	●	●	●	●	●	●	●
コンパウンド	50m・30m	●							
	30m・30m	●	●						

※1 内部障害のうちぼうこう又は直腸機能障害が対象。

### 4 卓球

◎男女別、年齢区分別 身体障害者：年齢区分1部(39歳以下)・2部(40歳以上)

知的障害者：年齢区分：A=少年(19歳以下)、B=青年(35歳以下)、C=壮年(36歳以上)

●男女別

種目	肢体不自由														視覚	聴	知	精	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
卓球	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	●
サウトテーブル テニス															◎				

### 5 ボウリング

(1) 肢体不自由者(上肢、下肢、体幹、車いす使用)

(2) 内部障害者

(3) 知的障害者

(4) 精神障害者

### 6 フライングディスク

◎区分なし ●男女別

種目	障害区分	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	知的障害	内部障害	精神障害
アキュラシー	ディスク5				◎		
	ディスク7				◎		
ディスク	座位				●		
	立位				●		

### 7 バレーボール

参加対象者は、精神障害者とする。

8 ボッチャ

◎男女区別・年齢区分なし

		区分番号	障害区分・解説	競技スタイル	
				立位	座位
肢体不自由	I	切断・機能障害	1 多肢切断・両下肢完全で立位 【解説】上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節(股・膝・足関節)全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者	◎	
	II	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2 第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)		◎
			3 第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)		◎
			4 第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		◎
			5 多肢切断 【解説】上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
	III	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6 四肢麻痺で車いす常用 【解説】脳原性麻痺により、四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者		◎
			7 けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
			8 片上下肢で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
			9 その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	◎	
	IV		10 電動車いす常用 【解説】脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いす(JIS T9203)を使用している者		◎

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手(区分2～8および10)の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランブ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。



## I 陸上競技

### 肢体不自由者(I)〈切断・機能障害者〉

#### ○上肢

##### 1 手部切断

片前腕切断または、片上肢不完全  
片上腕切断または、片上肢完全

##### 3 両上腕切断または、両上肢完全

#### ○下肢

##### 4 片下腿切断または、片下肢不完全

##### 6 両下腿切断

##### 8 両大腿切断または、両下肢完全

#### ○体幹

##### 9 体幹

2 両前腕切断または、片前腕および片上腕切断  
両上肢不完全

5 片大腿切断または、片下肢完全

7 片下腿および片大腿切断  
両下肢不完全

### 肢体不自由者(II)〈脳原性麻痺以外で車いす常用・使用〉

##### 10 第6頸髄まで残存

##### 12 第8頸髄まで残存

##### 14 下肢麻痺で座位バランスあり

##### 11 第7頸髄まで残存

##### 13 下肢麻痺で座位バランスなし

##### 15 その他の車いす

### 肢体不自由者(III)〈脳原性麻痺者(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)〉

##### 16 四肢麻痺で車いす使用

##### 18 片上下肢で車いす使用

##### 20 その他走不能

##### 22 その他走可能

##### 17 けって移動

##### 19 上肢で車いす使用

##### 21 上肢に不随意運動を伴う走可能

### 肢体不自由者(IV)〈電動車いす常用〉

##### 23 電動車いす常用

### 視覚障害者

##### 24 視力0から0.01まで ※1

※1 視力は良い方の視力で判定する。

※2 障害区分24は光を通さないアイマスクを装着する。

##### 25 その他の視覚障害 ※2

### 聴覚障害者

##### 26 聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

### 内部障害者

##### 27 ぼうこう又は直腸機能障害(他の内部障害は対象外)

### 知的障害者

##### 28 知的障害

## II 水泳

### 肢体不自由者(Ⅰ)(切断・機能障害者)

#### ○上肢

- |                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| 1 手部切断                          | 2 片前腕切断または、片上肢不完全 |
| 3 片上腕切断または、片上肢完全                | 4 両前腕切断または、両上肢不完全 |
| 5 両上腕切断または、両上肢完全<br>片前腕および片上腕切断 |                   |

#### ○下肢

- |                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 6 片下腿切断または、片下肢不完全 | 7 片大腿切断または、片下肢完全                |
| 8 両下腿切断または、両下肢不完全 | 9 両大腿切断または、両下肢完全<br>片下腿および片大腿切断 |

#### ○上下肢

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 10 片上肢切断および片下肢切断<br>片上肢不完全および片下肢不完全 | 11 多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全<br>両上肢不完全および両下肢不完全 |
|-------------------------------------|---|

#### ○体幹

- 12 体幹

### 肢体不自由者(Ⅱ)(脳原性麻痺以外で車いす常用)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 13 第7頸髄まで残存      | 14 第8頸髄まで残存      |
| 15 下肢麻痺で座位バランスなし | 16 下肢麻痺で座位バランスあり |

### 肢体不自由者(Ⅲ)(脳原性麻痺者(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等))

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 17 四肢麻痺(車いす常用)または、<br>上肢に著しい不随意運動を伴う走不能 | 18 両下肢麻痺または、<br>上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能 |
| 19 片側障害で片上肢機能全廃                         | 20 その他の片側障害で走不能                   |
| 21 その他走可能                               |                                   |

### 肢体不自由者(Ⅳ)

- 22 浮具使用

### 視覚障害者

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 23 視力0から0.01まで ※1 | 24 その他の視覚障害 ※2 |
|-------------------|----------------|

※1 視力は良い方の視力で判定する。

※2 障害区分24は光を通さないゴーグルを装着する。

### 聴覚障害者

- 25 聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

### 知的障害者

- 26 知的障害

## III アーチェリー

### 脳原性麻痺以外で車いす使用者(肢体不自由者(Ⅰ))

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1 第8頸髄まで残存 | 2 その他の車いす |
|------------|-----------|

### 肢体不自由者(Ⅱ)(切断・機能障害者)

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 3 上肢障害 | 4 下肢障害(いす・車いす使用を含む) |
| 5 体幹   |                     |

### 肢体不自由者(Ⅲ)(脳原性麻痺者(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等))

- 6 脳原性麻痺

### 聴覚障害者

- 7 聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

### 内部障害者

- 8 ぼうこう又は直腸機能障害(他の内部障害は対象外)

## IV 卓球

### 肢体不自由者(Ⅰ)〈切断・機能障害者〉

#### ○上肢

1 片上肢障害

2 両上肢障害

#### ○下肢

3 片下腿切断または、片下肢不完全

4 片大腿切断または、両下腿切断  
片下肢完全または、両下肢不完全

5 片下腿および片大腿切断  
両大腿切断または、両下肢完全

#### ○体幹

6 体幹

### 肢体不自由者(Ⅱ)〈脳原性麻痺以外で車いす使用〉

7 第8頸髄まで残存

8 座位バランスなし

9 その他の車いす

### 肢体不自由者(Ⅲ)〈脳原性麻痺者(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)〉

10 車いす使用

11 杖または松葉杖歩行

12 上肢に不随意運動あり

13 上肢に不随意運動なし

14 片側障害

### 視覚障害者

15 アイマスク有り ※

16 アイマスク無し ※

※ 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。

※ 障害区分15は光を通さないアイマスクを装着する。

※ アイマスク有りはサウンドテーブルテニスに、アイマスク無しは一般卓球に出場できる。

### 聴覚障害者

17 聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

### 知的障害者

18 知的障害

### 精神障害者

19 精神障害

## V ボウリング

### 肢体不自由者

1 上肢障害

2 下肢障害

3 体幹障害

4 車いす使用

### 内部障害者

5 内部障害

### 知的障害者

6 知的障害

### 精神障害者

7 精神障害

## VI フライングディスク

1 いす使用

2 立位

**VII ボッチャ**

肢体不自由者(Ⅰ)〈切断・機能障害〉【立位】

- 1 多肢切断・両下肢完全で立位

肢体不自由者(Ⅱ)〈脳原性麻痺以外で車いす常用、使用〉【座位】

- 2 第6頸髄まで残存

- 3 第7頸髄まで残存

- 4 第8頸髄まで残存

- 5 多肢切断

肢体不自由者(Ⅲ)〈脳原性麻痺者(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)〉【座位※1】

- 6 四肢麻痺で車いす常用

- 7 けつて移動

- 8 片上下肢で車いす常用、または使用

- 9 その他走不能※1

※1 区分9の競技スタイルは立位。座位は不可。

肢体不自由者(Ⅳ)〈電動車いす常用〉【座位】

- 10 電動車いす常用

(注)

- 1 完全とは、上肢、下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、下肢の場合は補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- 2 体幹障害とは、脳原性麻痺を除く頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形があるもの(脊柱カリエス等による体幹の障害が該当する)
- 3 関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
- 4 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、いずれか一肢の障害として区分する。(両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する)。
- 5 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない(左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する)。
- 6 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が1つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
- 7 肢体不自由者(Ⅱ)で、頸髄や脊髄損傷以外のものは、筋力評価等によって適応する区分に入れる。
- 8 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
- 9 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- 10 一側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- 11 サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
- 12 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、スポーツの場面にのみ車いすを使用していることをいう。
- 13 切断・機能障害の者が競技で車いすを使用する場合は「脳原性麻痺以外で車いす常用・使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
- 14 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- 15 視覚障害の視力は、良い方の視力で判定する。
- 16 競技上の注意
  - ① 障害または障害区分が重複している場合には、同一の大会では、同一の障害または障害区分で参加すること。
  - ② 上腕切断者が、前腕切断で参加するように、より軽度の区分での参加は認められない。
  - ③ 両下肢完全の者が、補装具を付けて立位でソフトボール投げ、競技の時だけ車いす卓球するなど認められる。(申込書に明記すること)